

答申個第16号

平成26年9月8日

京都市長様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会長 佐伯 彰洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成26年4月17日付けこ健増第42号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

措置入院に関する診断書の個人情報非開示決定についての異議申立てに対する決定（諮問個第30号）

1 審査会の結論

実施機関が行った個人情報非開示決定は妥当である。

2 異議申立ての経過

- (1) 異議申立人は、平成26年3月3日に、実施機関に対して、京都市個人情報保護条例第14条第1項の規定により、「平成25年5月7日特定警察署に来て私を診察し、措置入院命令の判断をした医師名」の開示を請求した。
- (2) 実施機関は、当該請求に係る公文書として「措置入院に関する診断書（ただし、措置入院命令の判断をした医師名の分かる部分のみ）」（以下「本件公文書」という。）を特定したうえ、本件公文書を開示しないとの個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）をし、平成26年3月18日付けでその旨及びその理由を次のとおり異議申立人に通知した。
京都市個人情報保護条例第16号第2号、第3号に該当
精神保健指定医氏名は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）の規定による通報に基づき行われる診察に従事した個人を特定する情報である。上記の診察は被診察者の同意の有無にかかわらず行われるものであり、精神保健指定医個人が特定されると精神保健指定医（以下「指定医」という。）が直接の追及を受け、権利利益を侵害されるおそれがあるため。
- (3) 異議申立人は、平成26年3月25日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により、本件処分の取消しを求める異議申立てをした。

3 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 実施機関の主張

個人情報非開示決定通知書、理由説明書及び審査会での職員の説明によると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、法第27条第1項に基づき指定医が実施機関の求めに応じて行った診察の診断書である。

法第29条に基づく措置入院は警察官、検察官等本人以外の者からの申請・通報を契機

として手続が進められるとともに、精神障害に基づき自傷又は他害行為に及ぶおそれがあると認めるときは、本人の意に反しても精神科病院に強制的に入院させることができる行政処分である。

措置入院に係る診断は、医師が本人の求めに応じて行う診療とは異なることから極めて厳格、適正な手続が必要とされる。この手続の適正性を担保するために、診断書等に記載する情報は、本人の意向にとらわれない客観的かつ具体的な内容であることが要求されている。

(2) 条例第16条第2号、第3号に該当することについて

ア 条例第16条第2号に該当することについて

指定医氏名は法の規定による通報に基づき行われる診察に従事した個人を特定する情報である。

指定医の氏名は、下記のとおり、職務の妨害となるような行為が行われるおそれがあるため一般に明らかにしておらず、通常他人に知られたくないものと認められる。

イ 条例第16条第3号に該当することについて

措置入院に関する診断書の記載内容は、事柄の性質上本人の認識や意向に沿わない事項が多いことが想定されることから、指定医は本人に開示されないことを前提に記載している。指定医の氏名を開示することによって、診断内容に対する不満を訴えたり、診断書の記載内容の詳細を確かめるために指定医の職務の妨害となるような行為が行われるおそれがあると認められる。

ウ 条例第16条第7号に該当することについて

仮に後日、指定医氏名を本人に開示することを容認すれば、本人の反応等に配慮して記載を簡略化したり正確に記述することを躊躇するなど、診断内容の形骸化をもたらし、事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、実施機関は本件処分を行ったものである。

5 異議申立人の主張

異議申立書によると、異議申立人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 訴訟を視野に入れ準備したい。

1ヶ月の入院を余儀なくされ、大変な苦痛を受けた。

処分をした医師がどのような考えでしたのか知りたい。

6 審査会の判断

当審査会は、実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件請求の対象となった個人情報について

ア 措置入院とは、法第29条に基づく入院形態であり、診察の結果、精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければ自傷他害のおそれがあると2名以上の指定医の診察結果が一致したときに入院させることができるものである。

イ 本件請求の対象となった個人情報は、平成25年5月7日に警察署で指定医が異議申立人を診察し、異議申立人の病状、診察時の特記事項及び医学的総合判断等を記載した「措置入院の診断書」中の指定医の氏名が記載された部分である。

(2) 条例第16条第2号及び第3号該当性について

実施機関の説明によると、指定医による措置入院時の診断において、指定医の氏名は、本人、家族はもとより、警察官にも明らかにせず、客観的・中立的な立場から診断が行われるよう配慮しているとのことである。

指定医は、措置入院の診断の際は、非常勤の公務員の立場で診断を行うものであるが、通常は自ら医院を経営していたり、病院に勤務している一般の医師である。

措置入院制度は、診断の結果により本人の意思にかかわらず入院させる行政処分であるため、指定医の氏名を開示することにより、その診断に納得のいかない患者等が、当該医師の勤務先等を直接訪れ、自身の意見を述べ、医師の考えを尋ねようとするなどし、引いては当該勤務先等の医療行為にまで影響を及ぼす等の事態が生じるおそれがある。よって、指定医の氏名は、開示することにより、当該指定医の権利利益が侵害されるとともに、当該勤務先の病院等の医療活動等に支障を生じさせるおそれがあり、条例第16条第2号及び第3号に該当するものと判断する。

(3) 条例第16条第7号該当性について

次に、指定医の氏名を開示すると、今後指定医が、上記のような事態が生じることを恐れて診断書に率直な診断内容を記載することをためらい、正確な診断が実施機関に報告されなくなることにより、実施機関が行う措置入院に関する事務の適正な遂行に著しい支障が生じるおそれがあり、診断を行った指定医の氏名は、条例第16条第7号ウに該当すると判断する。

(4) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成26年 4月17日 諮問（諮問個第30号）
5月 2日 実施機関からの理由説明書の提出
6月12日 実施機関の職員の理由説明（平成26年度第2回会議）
9月 8日 審議（平成26年度第4回会議）

※ 異議申立人から意見書の提出はなかった。また、異議申立人から意見陳述の希望がなか

ったので、意見の聴取は行わなかった。

- 2 本件諮問について調査及び審議を行った部会
第1部会（部会長 佐伯 彰洋）